各種投票において病院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定

平成元年２月23日  
選挙管理委員会告示第10号

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| 改正 | 平成21年７月17日選挙管理委員会告示第95号 | 平成27年５月１日選挙管理委員会告示第57号 |
|  | 平成27年９月25日選挙管理委員会告示第78号 | 平成28年５月27日選挙管理委員会告示第42号 |
|  | 平成29年３月21日選挙管理委員会告示第10号 | 令和２年10月27日選挙管理委員会告示第30号 |
|  | 令和３年３月19日選挙管理委員会告示第11号 |  |

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条、市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成17年政令第55号）第22条、大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成25年政令第42号）第８条並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第13条の規定において準用し、並びに例によるとされている場合における公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第２項及び第４項第２号の規定に基づき、同条第２項及び第４項第２号の規定により都道府県の選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム又は身体障害者支援施設若しくは保護施設を指定する。

各種投票において病院長が不在者投票管理者となる病院の指定（昭和32年神奈川県選挙管理委員会告示第16号）は、廃止する。

前　文（抄）（令和３年３月19日選挙管理委員会告示第11号）

令和３年４月１日から施行する。